

北小松町会防災規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は、北小松町会防災会(以下「本会」という。)と称し、事務所は北小松公民館におく。

(目的)

第2条 本会は、北小松町会内に居住するものが自主的な防災活動を行うことにより、地震火災、水害等(以下「地震等」という。)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資材等の管理に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要なこと。

(会員)

第4条 本会は北小松町会内にある世帯等をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に下記の役員を置き、会員の相互により選出する。

- | | |
|---------------|------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 3~4名 |
| (3) 会計(副会長兼務) | 1名 |
| (4) 班長 | 5名 |

2 役員任期は1年とする。

(役員職務)

第6条 会長は本会を代表し、会務を統括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を行う。
- 3 副会長に事故ある時は、情報班長が副会長を兼任し、その職務を代行する。
- 4 班長は、班長会の構成員となり、会務の運営にあたる。

(会議)

第7条 会議は、総会及び班長会議とする。

- 2 総会は、定期総会及び臨時総会とし、会長が召集して下記の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
- (3) 事業計画に関する事。
- (4) 予算及び決算に関する事。
- (5) その他会長が必要と認めた事。

3 総会は、その付議事項の一部を班長会に委任することができる。

4 班長会は、次ぎの事項を審議し実施する。

- (1) 総会に提出すべき議案に関する事。
- (2) 総会において委任された事項。
- (3) その他会長が必要と認めた事項。

(経費)

第8条 本会の運営に関する経費は、町会費をもってこれにあてる。

(会費)

第9条 本会の会費は、総会の議決を得て別に定める。

(会計年度)

第10条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(委任)

第11条 この規約の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

付則

この規約は、平成5年2月1日から施行する。